

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第三一号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

医療職給料表(一)を除く全ての給料表について、五〇歳台を中心に四〇歳台以上が受ける給料月額を改定することとした。（別表第一～別表第四関係）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

特定任期付職員に適用する給料表の四号給から七号給までの給料月額を改定することとした。（第七条関係）

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

第一号任期付研究員に適用する給料表の四号給から六号給までの給料月額を改定することとした。（第五条関係）

4 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成一七年佐賀県条例第七二号）附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・四九パーセント引き下げることとした。（附則第七条関係）

5 この条例は、平成二三年一月一日から施行することとした。

6 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第三二号）

1 佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正関係

全ての給料表について、五〇歳台を中心に四〇歳台以上が受ける給料月額を改定することとした。（別表第一～別表第四関係）

2 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成一七年佐賀県条例第七五号）附則第七条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・四九パ

1 セント引き下げることとした。(附則第七条関係)

3 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正関係

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(平成二十一年佐賀県条例第五二号)附則第二項及び附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を1の改定に伴い改定することとした。

4 この条例は、平成二十三年一月一日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。